

る場合は、上記金額の 50／100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下のような場合が該当します。

- ・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合
- ・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、前 6 ヶ月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合と、前 6 ヶ月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの各事業所における提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合を文書により説明・交付を行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成及び変更に当たって、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明・同意・交付を行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当者会議の開催等を行っていない（やむを得ない場合を除く）場合
- ・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため 1 ヶ月に利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合

※ 居宅介護支援費（Ⅱ）は、ケアプランデータ連携システムの活用又は事務員の配置を行つており、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出している場合に算定します。

※ 介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、前項に基づき所定の料金を一旦全額請求します。支払い後、当事業所より発行する「サービス提供証明書」を保険者の担当窓口に提出すると、自己負担分を差し引いた額が払い戻されます。

- ・要介護認定が決定するより前に暫定的なサービス利用をされる場合、認定の結果が自立（非該当）または区分支給限度額を超えて利用したサービスは保険給付の対象となりません。保険給付対象外のサービスにかかる費用は全額自己負担です。
- ・料金が発生する場合、毎月の精算とします。支払い後、領収書を発行します。
- ・緊急等の事情により、要介護認定等の結果前（申請中）に暫定的な居宅サービス計画の作成を希望してサービスを利用される場合、利用者は以下の点に注意が必要です。
- ・要支援、もしくは要介護の認定が受けられなかった場合（自立）、利用したサービスの料金が全額自己負担となることがあります。
- ・認定の結果、利用したサービスが認定結果の区分支給限度額を上回った分の利用料、介護区分（要支援・要介護）によって、対象とならないサービスの利用料に関しては保険給付の対象となりません。全額自己負担となることがあります。

（6）加算料金

利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 松本市役所 健康福祉部 高齢福祉課	電話番号 0263-34-3213
【家族等緊急連絡先】	氏名 続柄
	住所
	電話番号
	携帯電話
	勤務先

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者 賠償責任保険
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

1 2 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 3 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供に関する記録を整備し、契約終了後 2 年間保存します。

1 4 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 5 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
 - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (苦情受付担当者) 松下 美佐子	電話番号 0263-86-5000
【市町村（保険者）の窓口】 松本市役所健康福祉部 高齢福祉課	電話番号 0263-34-3213
【公的団体の窓口】 長野県国民健康保険団体連合会	電話番号 0262-38-1580

1 7 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合について

- (1) 事業者で提供している指定居宅介護支援事業に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとします。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

1 8 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-----------------

上記内容について、居宅介護支援サービスに係る各市町村条例の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	長野県松本市寿小赤 672 番地 1
	法 人 名	社会医療法人財団 慈泉会
	事 業 所 名	相澤居宅介護支援事業所 松本みなみ
	代 表 者 名	松下 美佐子 印
	説 明 者 氏 名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	(続柄)

- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力をいたします。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 サービスの利用状況等について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりです。

【前 6 月間のサービスの利用割合】

◆対象期間◆

令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日

- ① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	28 %
通所介護	38 %
地域密着型通所介護	18 %
福祉用具貸与	80 %

- ② 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業所によって提供されたものの割合

各サービス	事業者	割合
訪問介護	社会医療法人財団 慈泉会	32 %
	株式会社ニチイ学館	18 %
	筑摩あんしん館	6 %
通所介護	社会福祉法人恵清会	21 %
	株式会社ニチイ学館	16 %
	社会福祉法人敬老園	13 %
地域密着型通所介護	デイサービスここたいむ	21 %
	大心株式会社	15 %
	きたえるーむ松本寿	15 %
福祉用具貸与	株式会社 I H I ビジネスサポート	16 %
	元気ライフ株式会社	14 %
	エフビー介護サービス株式会社	11 %